

船橋市保健所検査業務管理委員会要綱

(設置)

第1条 船橋市保健所における検査業務の円滑な実施及び検査精度の向上を図るため、船橋市保健所検査業務管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 検査業務を円滑に実施するための管理に関すること。
- (2) 精度管理に関すること。
- (3) 検査技術向上に関すること。
- (4) その他検査業務の管理に関し必要な事項に関すること。

(組織及び会議)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、保健所長の職にある者をもって充てる。
- (2) 副委員長は、保健所次長の職にある者をもって充てる。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 委員は、理事、健康危機対策課長、衛生指導課長及び健康危機対策課検査係長並びに必要に応じて保健所長の指定する職にある者とする。

2 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- (1) 会議の議長は、委員長が務める。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の協議事項に係る関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第4条 特定の課題について専門的な検討を行うため、委員会に部会を設け、委員長及び副委員長並びに委員長が指定する職員をもって組織する。

2 部会の会議については、前条第2項の規定を準用する。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、健康危機対策課に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。